第二十七条の五の二第一項中「第四十二条の五の二第一項第一号イ」を「第四十二条の五第一項第一号イ」に改め、同条第二項中「第四十二条の五の二第一項第一号ロ」を「第四十二条の五第一項第一号ロ」に改め、同条第三項中「第四十二条の五の二第一項第二号イ」を「第四十二条の五第一項第二号イ」に改め、同条第四項中「第四十二条の五の二第一項第二号ロ」を「第四十二条の五第一項第二号ロ」に改め、同条第五項中「第四十二条の五の二第一項第二号に」を「第四十二条の五第一項第二号に」に改め、同項第一号中「第四十二条の五の二第一項第二号イ」を「第四十二条の五第一項第二号イ」に改め、同項第二号中「第四十二条の五の二第一項第二号ロ」を「第四十二条の五第一項第二号ロ」に改め、同条第六項中「第四十二条の五の二第一項第二号」を「第四十二条の五第一項第二号」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第四十二条の五の二第五項」を「第四十二条の五第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四十二条の五の二第五項」を「第四十二条の五第五項」に、「第六十八条の十の二第五項」を「第六十八条の十第五項」に、「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に、「第四十二条の五の二第三項」を「第四十二条の五第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　法第四十二条の五第六項に規定する政令で定めるものは、法人税法施行令第四十八条の二第五項第五号に規定する所有権移転外リース取引とする。

第二十七条の五の二を第二十七条の五とする。

第二十七条の七及び第二十七条の八を次のように改める。

第二十七条の七及び第二十七条の八　削除

第二十七条の十三第二項中「第四十二条の五第十二項、第四十二条の五の二第十項」を「第四十二条の五第十項」に改め、「、第四十二条の七第十二項」を削る。

第二十八条の五第一項中「次項」の下に「及び第三項第二号」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第四十四条第一項に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる指定集積事業（同項に規定する指定集積事業をいう。）の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第十九条第一号に掲げる業種に属する事業　五十億円

二　農林漁業関連業種に属する事業　三十億円

第二十八条の六を次のように改める。

第二十八条の六　削除

第二十八条の七の見出しを「（特定農産加工品生産設備等の特別償却）」に改め、同条第三項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第四十四条の四第一項」を「第四十四条の四第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「第四十四条の四第一項」を「第四十四条の四第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第四十四条の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）が三百四十万円以上のものとする。

2　法人が、その取得し、又は製作した機械及び装置につき法第四十四条の四第一項の規定の適用を受ける場合には、当該機械及び装置につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該機械及び装置が同項に規定する特定農産加工品生産設備に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第三十条第一項に次の一号を加える。

七　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条又は第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第一項若しくは第六項又は第四十四条の二第二項の規定

第三十二条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第五十五条又は第六十四条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五又は第四十四条の二（第二項に係る部分に限る。）の規定

第三十二条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三十二条の四第一項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第五十五条の七第一項」を「第五十五条の六第一項」に、「第五十五条の七第四項」を「第五十五条の六第四項」に、「同条第一項」を「同項」に、「第五十五条の七第二項」を「第五十五条の六第二項」に改め、同項を同条とする。

第三十三条の四第一項第一号中「この項」を「この号」に改め、同条第六項中「電気事業法」の下に「（昭和三十九年法律第百七十号）」を加える。

第三十三条の七の見出しを「（特定船舶に係る特別修繕準備金）」に改め、同条第一項中「同号の固定資産」を「同条第一項の法人の事業の用に供する特定船舶（同項に規定する特定船舶をいう。以下この条において同じ。）」に、「同条第一項」を「同項」に、「次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める月数」を「六十（当該特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし書に規定する船舶である場合には、七十二）」に、「当該固定資産」を「当該特定船舶」に、「固定資産について」を「特定船舶について」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「固定資産」を「特定船舶」に、「をいう。以下この条」を「をいう。第四項及び第六項」に、「法第五十七条の八第三項に規定する準備金設定資産（以下この条」を「同条第三項に規定する準備金設定特定船舶（次項及び第十四項」に、「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改め、同条第三項中「固定資産」を「特定船舶」に、「他の者（」とあるのは「他の者（当該炉が第三項に規定する適格合併等により移転を受けたものである場合における当該適格合併等に係る同項に規定する被合併法人等を除き、と」を削り、「当該適格合併等により」を「次項に規定する適格合併等により」に改め、同条第四項中「同号に規定する特定船舶（以下この項及び次項において「特定船舶」という。）」を「同条第一項の法人の事業の用に供する特定船舶」に、「、第一項第一号に定める月数」を「六十（当該特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし書に規定する船舶である場合には、七十二）」に、「同条第四項」を「法第五十七条の八第四項」に、「固定資産」を「特定船舶」に改め、同条第六項中「又は築造」を削り、「固定資産と」を「法人の事業の用に供する特定船舶と」に、「他の資産」を「他の船舶」に、「次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める月数」を「六十（当該特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし書に規定する船舶である場合には、七十二）」に、「固定資産を」を「特定船舶を」に、「建造し、若しくは築造した」を「建造した」に、「建造若しくは築造」を「建造」に、「固定資産に」を「特定船舶に」に改め、同項各号を削り、同条第七項中「固定資産（」を「特定船舶（」に、「固定資産に」を「特定船舶に」に、「金額とし、適格合併等により当該固定資産」を「金額とし、適格合併等により当該特定船舶」に、「固定資産の移転を受けた場合」を「特定船舶の移転を受けた場合」に改め、「、同項第二号中「、当該認定した月数」とあるのは「当該認定した月数とし、適格合併等により当該固定資産の移転を受けた法人である場合には当該適格合併等に係る被合併法人等又は当該被合併法人等の連結親法人の納税地の所轄税務署長が認定した月数とする。」と」を削り、同条第九項中「固定資産」を「特定船舶」に、「及び名称、その所在する場所」を「、名称及び船籍港」に改め、「又は月数」を削り、同条第十項中「又は月数」を削り、同条第十一項中「固定資産」を「特定船舶」に改め、「第一項又は」を削り、同条第十三項中「場合（第三十九条の八十五第十項」を「場合（同条第十項」に、「固定資産」を「特定船舶」に改め、「第一項又は」を削り、同条第十四項中「準備金設定資産（同項に規定する準備金設定資産をいう。以下この項において同じ。）が次の各号に掲げる資産のいずれに該当するか」を「次の各号に掲げる準備金設定特定船舶の区分」に改め、同項第一号中「がある準備金設定資産」を「がある準備金設定特定船舶」に、「当該準備金設定資産が第一項各号に掲げる資産のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める月数」を「六十月（当該準備金設定特定船舶」に改め、同項第二号中「準備金設定資産　当該準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶　当該準備金設定特定船舶」に改め、「若しくは築造」を削り、「当該準備金設定資産が第六項各号に掲げる資産のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める月数」を「六十月（当該準備金設定特定船舶が船舶安全法第十条第一項ただし書に規定する船舶である場合には、七十二月）」に改め、同条第十五項中「準備金設定資産」を「準備金設定特定船舶」に改める。

第三十五条第二項中「並びに第六十一条第一項及び第三項」を削る。

第三十六条第五項及び第三十六条の二第四項中「第百十二条第十項」を「第百十二条第十一項」に改める。

第三章第四節を削る。